

かかります。一般競争入札の落札額ではサポーター経費を見積もれませんでしたので、サポーター経費も含めた契約案件の試行を要望いたします。現在、各省庁の統一資格における等級算出時に、障がい者雇用率は算定項目にありません。障がい者雇用促進のためにも、障がい者雇用率を算定項目に新設いただきますよう要望いたします」などと訴えた。

丸川珠代参議院議員との質疑応答のあと、鴨下一郎会長が「恒例でございますけれども、一つひとつ丁寧に対応させていただいて、実現方に、我々、全力を挙げさせていただきます」と意欲を表明。

中川雅治ビルメン議連幹事長、環境大臣・内閣府特命担当大臣(当時。現在は行政監視委員会委員長)は、各要望項目について省庁などの現状を説明したあと、「ご要望は本当に真摯に受け止めて、しっかりと実現していかねければならないと思っておりますので、また頑張ってください」と要望実現に向けた決意を表明した。



司会を務めた平将明参議院議員

平成31年度

# 国の予算・制度等に関する要望

以下に「平成31年度国家予算・税制改正等要望聴取会」で自民党都連に手交した要望書の内容を紹介する。

## 1 公共建築物等の維持管理に関する要事項

(1) ビルメンテナンズ業務発注に関するガイドライン等について

平成27年6月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンズ業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)は、品質重視の入札・契約制度への改革の重要な契機となりました。東京都においては、総合評価制度入札の拡充、複数年契約案件の拡充が進んでおりますが、国の機関等におきましても品質重視の方向性を更に確実なものとするために、以下のとおり要望します。

ア 国機関、地方公共団体、特殊法人等に対し、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう指導いただきたい。また、平成28年4月、厚生労働省から都道府県・政令市・特別区に対し、建築物衛生行政の適正な運営に関する課長通知が発せられました

が、今後も定期的にこうした通知を発し、指導を徹底していただきたい。イ 国土交通省、総務省及び財

務省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について調査を行い、本年も「公共工物品質確保に関する議員連盟総会」にて、調査結果の説明が行われております。厚生労働省における清掃業務を対象とする調査の結果につきまして

も、同様のご対応をされることも、結果の公表をお願いいたします。

ウ 低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に(公社)全国ビルメンテナンズ協会が認定する建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)制度、エコチューニング認定制度に基づく資格者の配置や事業者認定を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取り組みを強化していただきたい。

エ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成23年)で定めた、入札及び契約内容の透明性の確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表について、平成29年度の実施状況調査で

は、20府省庁中2府省庁が公表しておりません。すべての府省庁が原則どおり指名停止業者名を公表されるよう、働きかけを強化していただきたい。

## 2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成28年10月から501人以上の企業で、昨年4月1日からは500人以下の企業でも労使が合意すれば勤務時間週20時間以上、月収8・8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大されております。さらに8月27日の日本経済新聞では、月収6・8万円以上への引き下げ、従業員数の要件撤廃を視野に入れた適用拡大案の検討が報道されております。人手不足と人件費高騰が続く中、事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンズ企業の経営を直撃し、結果的に適用の対象外である週20時間以下勤務の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがかねません。社会保

険適用拡大の際は、補助制度の導入・充実など、実効性のある支援策を実施されたい。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

東京地方最低賃金審議会は、平成30年8月6日に今年度の東京都最低賃金を27円(2・82%)引き上げ、985円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、東京では毎年10月1日からであるため、引き上げ前の金額で人件費を積算し落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。

昨年7月25日の閣議決定は、「国等は、特に人件費率の高い役務契約であつて人件費単価が低い業務(清掃等)に関し、年度途中に最低賃金額の改定があつた場合、引き続き周知徹底していただきたい。

ガイドラインにおいては「予定価格の適正な設定」が示されており、各行政機関、地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定を、引き続き周知徹底していただきたい。

平成30年4月より障害者雇用率が2・0%から2・2%に引き上げられ32年度末までに2・3%に引き上げることが決まりました。また対象企業は30年度には従業員50人以上から45・5人以上に、32年度には43・5人以上に見直すことになりました。



要旨の説明を行う横田英雄幹事長

要旨の説明を行う横田英雄幹事長は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする」としております。

ガイドラインにおいては「予定価格の適正な設定」が示されており、各行政機関、地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定を、引き続き周知徹底していただきたい。

(3) 障がい者雇用への支援策について

平成30年4月より障害者雇用率が2・0%から2・2%に引き上げられ32年度末までに2・3%に引き上げることが決まりました。また対象企業は30年度には従業員50人以上から45・5人以上に、32年度には43・5人以上に見直すことになりました。

本年8月、中央省庁の障害者雇用率について、頻繁に報道されましたが、これは法定雇用率達成が困難なことの一面を示していたよ

うに思われます。当業界は、身体障がい者だけでなく知的障がい者等を雇用し、障がいのある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。今後も障がい者雇用を促進させるために、以下のとおり要望します。

ア 知的障がい者を雇用する場合は、必ずサポーター(補助者)の配置を必要としますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーターの経費を見積もる余地がありません。サポーター経費を含めた契約案件の試行をお願いいたします。

イ 現在、各省庁の入札参加資格である、省庁統一資格における等級算出のための付与数値は、売上高や資本金等が算定項目となっており、障害者雇用率は算定項目にありません。東京都では、入札格付け審査項目に障害者雇用率が導入されており、省庁統一資格の付与数値の算定項目に障害者雇用率の新設をお願いいたします。

ウ 障がい者が従事しやすい環境づくりの一環として、ビルオーナーに対しては、障がい者を活用してビル清掃を行う業者に委託した場合には、国が特別に認証あるいは表彰するなど、ビルメンテナンズ会社における



意見交換の様子(政連側)

障がい者雇用を後押しする制度の創設について、引き続き検討をお願いいたします。

最後にありますが、2020年のオリンピック・パラリンピック大会に向けて、様々な議論が進むなか、「サマータイム制度の導入」について様々な報道がなされております。酷暑ともいえる開催時期におきまして、少しでも快適な環境で大会が運営されることは、選手にも観客にも、たいへん重要なことです。

サマータイム導入の検討にあたりましては、交通機関の運行、オフィス施設における作業時間の確保、作業従事者の生活リズムの変化に対する対策など、各企業、従業員の負担を軽減させる施策を併せてご検討いただきますよう、強く要望いたします。